

農業経営者の皆さん マイナンバー 制度が始まります!

社会保障・税番号制度(マイナンバー)は、「社会保障・税制度の効率性・透明性の確保」
「国民にとっての利便性の高い公平・公正な社会の実現」に向けて、国民全員、すべての法人(農業法人も含まれます)に異なる特定番号を割り当てる制度です。

農業者を含む事業者の皆さんは、社会保障や税の手続のため、従業員の方々からマイナンバーを取得し、適切に管理・保管する必要があります。

個人事業主
(家族経営農家)

農業法人

集落営農法人



マイナンバー対応が必要となる事業者

○農業経営を営む多くの方がマイナンバー対応をしなければなりません。

(例えば…)

- 扶養家族がいる場合
- 雇用している者(パート・アルバイトを含む)がいる
- 雇用者の労働保険、社会保険を支払っている
- 外国人技能実習生を雇用している
- 農の雇用事業を活用している

ご注意ください!

- 税務署や地方公共団体等から、電話によってマイナンバーを聞かれることはありません。
- 不審な電話があった場合には絶対に対応しないよう、ご注意ください。
- マイナンバーは生涯使用するものですので、大切に保管してください。

マイナンバーの概要

- ▶平成27年10月以降、住民票を有する市町村から簡易書留により送付されます。
- ▶個人は12桁(以下、個人番号)、法人には13桁(以下、法人番号)が付番されます。
- ▶マイナンバーは生涯利用し、原則変更されません。大切に保管・管理してください。
- ▶個人番号カードは希望すれば無料で取得できます(平成28年1月以降の交付)。

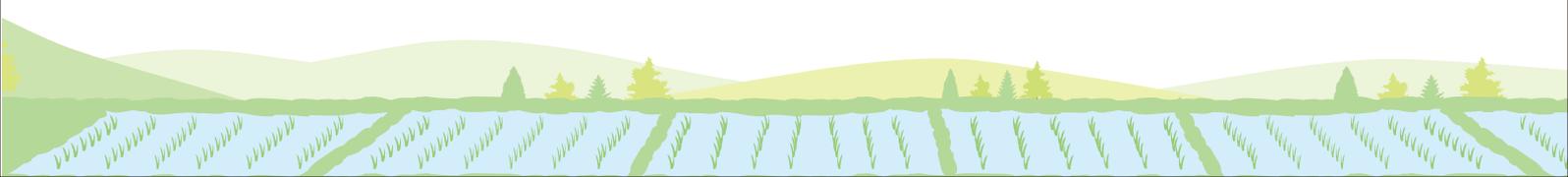
名称	通知カード	個人番号カード
番号カード (イメージ)		
記載事項	個人番号、氏名、住所、生年月日等	(表面)氏名、住所、生年月日、顔写真等 (裏面)個人番号、氏名等
入手方法	平成27年10月以降、すべての国民に郵送(簡易書留)	市区町村に申請、平成28年1月1日以降に交付(交付を受けるには、所定の手続きが必要)
利用目的	個人番号の証明	個人番号の証明(身分証明として使用できるほか、ICカードとしてe-Taxなど付加サービスの利用が可能)

事前準備

- マイナンバー制度の導入に向けて、扶養家族や従業員のマイナンバーを含む個人情報の漏えい・紛失を防ぐための対策が必要です。家族間においても同様に注意が必要です。
- マイナンバーの取り扱いは、個人情報保護法よりも厳格な保護管理(安全管理措置)が求められています。
- 万が一、他人のマイナンバーを漏えいした場合は、厳しい罰則が適用されますが、この罰則は正当な理由なく故意に個人番号を含む情報を漏えいさせた場合に限られますので、一定の安全管理措置を講じていれば、意図せずに個人番号が漏えいしたとしても、直ちに罰則の適用となることはないとしています。

安全管理措置の一例

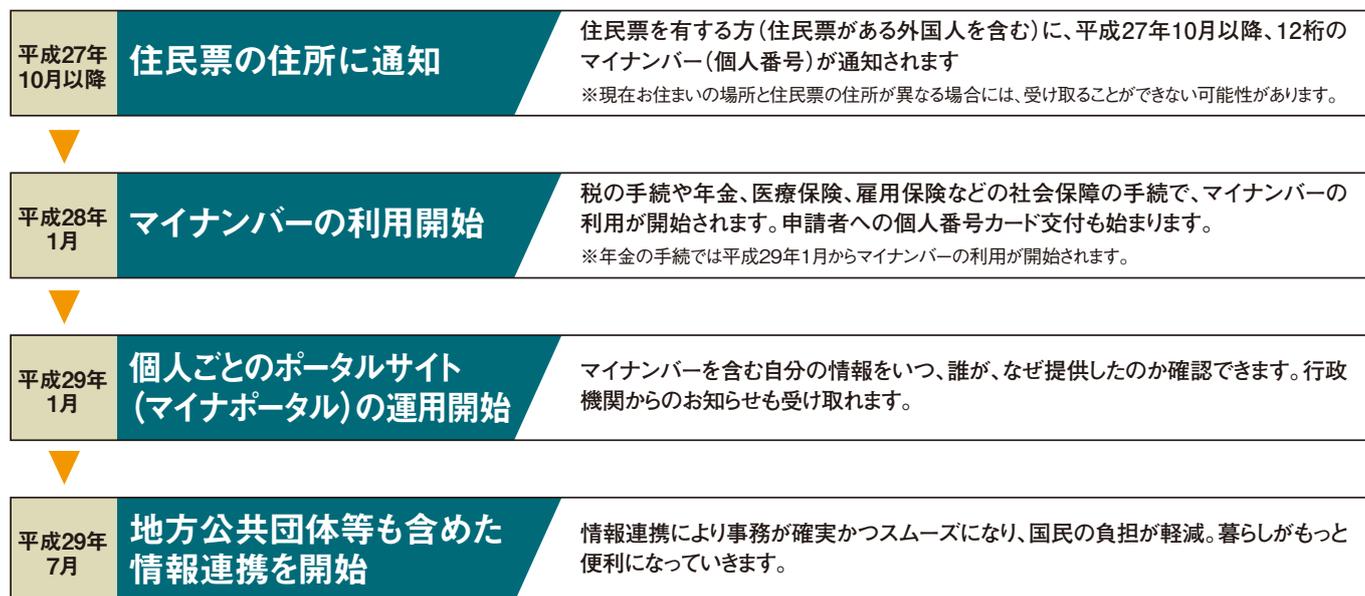
基本方針・取扱規程等の策定	組織的・人的安全管理措置	物理的・技術的安全管理措置
	<p>① 担当者の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶取扱責任者と事務担当者を明確にします。 	<p>② 制度理解・担当者への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶故意の漏えい・紛失の際は、罰則はもちろんのこと、対外的な信用喪失や取引停止等の社会的な制裁を受けるリスクがあります。
	<p>③ 適切な取り扱い・保管</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶担当者を決め、利用目的以外に使用してはなりません。 ▶書類は施錠管理を徹底し、電子ファイルはセキュリティ対策が講じられている端末で管理します。 	<p>④ 適切な廃棄</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶書類等は、シュレッダー処理するなど、適切に廃棄します。



マイナンバーの利用開始

○平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続で利用が始まります。

マイナンバー制度実施の流れ



○事業者は、行政手続などのため、従業員等のマイナンバーを取り扱います。

(例えば…)

- 従業員のマイナンバー
- 従業員の扶養親族(妻・子等)のマイナンバー
- 報酬等の支払先のマイナンバー(税務署提出分のみ)

(具体的には…)

- 従業員や扶養親族、支払先など各種調書に記載が必要なマイナンバーを取得する
- 収集したマイナンバーの適切な保管・管理をする
- 必要な帳票にマイナンバーを記載する

マイナンバーの取得

○事業者は、従業員(アルバイト等含む)や支払先のマイナンバーを取得する際は、厳格な本人確認を行う必要があります。また、取得にあたって利用目的をきちんと明示する必要があります。なお、本人確認は次のいずれかの方法により行ってください。

◎マイナンバーを取得しようとする相手(従業員等)が個人番号カードを持っている場合

⇒身元確認と番号確認の両方を、個人番号カードで行います。

◎マイナンバーを取得しようとする相手(従業員等)が個人番号カードを持っていない場合

⇒以下のもので身元確認と番号確認を行ってください。

●身元確認…運転免許証、パスポート等、顔写真付きのもの ●番号確認…通知カード、マイナンバー付きの住民票など

※従業員が、扶養親族のマイナンバーを記載した書類を提出する場合は、従業員自身が扶養親族の本人確認を行うので、事業者が従業員の扶養親族の本人確認をする必要はありません。

※従業員で、身元の確認が十分できている場合は、番号の確認のみを実施すればよいこととされています。ただし、新入社員など新規採用の従業員の場合は、身元確認が必要です。

税務手続上の主な取り扱いについて

税・雇用保険・労災保険分野で運用開始後の事業者の対応スケジュール

平成28年												平成29年			
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
マイナンバー収集・管理(一括または都度)									年末調整・源泉徴収票作成						
制度周知・職員研修等												支払調書作成		確定申告	

- マイナンバー制度の導入にともない、税務関係書類の様式等が変わります。
書類作成の際には、国税庁や税務署等にお問い合わせください。
- 主には、支払者及び支払を受ける者のマイナンバーまたは法人番号を記載する欄が追加されます。

マイナンバーの記載が必要になる主な手続き

所得税関係

書類の名称	適用開始時期	主な対象者
確定申告書	平成28年度分(原則、平成29年2月16日から3月15日までの確定申告期に提出するもの)から	個人事業主 (家族経営農家)
青色申告の承認申請書	平成28年1月1日以後に提出するものから	
青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書		
給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書		
源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書		

消費税関係

書類の名称	適用開始時期	主な対象者
確定申告書	平成28年1月以降に開始する課税期間に係る申告書から	個人事業主 (家族経営農家)
課税事業者選択(不適用)届出書	平成28年1月1日以後に提出するものから	農業法人
簡易課税制度選択(不適用)届出書		集落営農法人
事業廃止届出書		個人事業主
個人事業者の死亡届出書		

※なお、所得税関係・消費税関係の書類を提出する者が個人事業者の場合には、本人確認のため次のいずれかの書類を添付する必要があります。
・報酬等の支払事業者(提出者)本人の個人番号カードの写し ・報酬等の支払事業者(提出者)本人の通知カードの写し及び免許証などの写真付身分証明書の写し

法人税関係

※法人にもマイナンバー対応は必要

書類の名称	適用開始時期	主な対象者
確定申告書	平成28年1月以降に開始する事業年度に係る申告書から	農業法人
法人設立届出書	平成28年1月1日以後に提出するものから	
青色申告の承認申請書		集落営農法人
普通法人又は協同組合となった旨の届出書		
異動届出書		

詳しくは、お近くの JA、または各税務署等にご相談ください。